

## 船舶事故調査報告書

令和4年1月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和3年7月12日 08時40分ごろ
発生場所	静岡県御前崎市御前崎東方沖 御前埼灯台から真方位087° 1,460m付近 (概位 北緯34° 35.8′ 東経138° 14.5′)
事故の概要	漁船長栄丸は、南進中、漁船宝洋丸は、錨泊中、両船が衝突した。 宝洋丸は、船長が負傷し、両舷船尾部外板の破損等を生じ、また、長栄丸は、船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和3年8月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 長栄丸、6.6トン SO2-3887（漁船登録番号）、個人所有 10.97m (Lr) × 3.44m × 1.27m、FRP ディーゼル機関、389kW、昭和59年10月 B 漁船 宝洋丸、1.0トン SO3-21276（漁船登録番号）、個人所有 5.75m (Lr) × 2.15m × 0.75m、FRP ガソリン機関（船外機）、36.8kW、平成3年4月 第242-30174号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 77歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成21年3月12日 免許証交付日 平成30年12月5日 (令和6年3月11日まで有効) B 船長B 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年10月14日 免許証交付日 平成30年12月19日 (令和6年12月15日まで有効)
死傷者等	A なし

	B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 両舷船尾部上縁及び左舷船尾部外縁に破損、操縦区画左舷波避け板に亀裂、船外機の脱落
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、しらす漁の運搬船として静岡県菊川市菊川河口南方沖の操業場所である漁場で僚船の漁獲物の積み込みを終え、令和3年7月12日08時00分ごろ御前崎港中央ふ頭の魚市場に帰港して水揚げを行った後、08時30分ごろ、再び同操業場所に向けて御前崎港を出港した。</p> <p>船長Aは、操舵室中央の操縦席の前に立ち、手動操舵により、御前崎港中央ふ頭北東方の防波堤を通過して東進中、魚市場に帰港する際に、7隻の漁船が御前崎東方沖でそれぞれ錨泊していたのを認めていたが、現在は錨泊船が6隻しかいないと思いながら、同防波堤東方沖を右転して南進した。</p> <p>船長Aは、錨泊船6隻がいる場所を見ながら、B船がいないと思い、約15ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南進中、08時40分ごろ、危ないと声が聞こえて何かが当たり、A船の右舷船首部がB船の船尾部舷縁と衝突したことを認め、すぐに機関を後進としてA船を停止させた。</p> <p>船長Aは、船長Bのけがの有無を確認し、B船の船外機が衝突で海中に落下し、B船が自力航行できないことが分かり、B船をA船で御前崎港までえい航した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、1本釣り漁の目的で、05時00分ごろ御前崎東方沖の漁場に向けて御前崎港の係船場所を出航した。</p> <p>船長Bは、御前崎東方沖の漁場に到着した後、錨泊して1回目の釣りをを行い、南南東方に錨泊場所を移動して2回目の錨泊を行った後、08時00分ごろに南西方に錨泊場所を移動して機関を停止して3回目の錨泊を開始し、B船の船首を南東に向けて1本釣り漁を始めた。</p> <p>船長Bが、船尾のデッキで両舷に2本の竿を1本ずつ舷縁に固定して1本釣り漁をしていたところ、A船が左舷船尾方約1,500mで右転しながら南進してB船に近づいて来ていることに気付いたが、船長Aとは知り合いでいつも話し掛けてくれることがあるので、今回も同様に漁獲の状況を聞きに近づいて来るものと思い、操業を続けていた。</p> <p>船長Bは、A船が約50mになっても真っ直ぐ接近してくるので、船長Aが様子を聞きに近づいて来るのではなくB船が見えていないと判断し、すぐにリモコンで機関を始動して移動できる準備を行い、機</p>

	<p>関を前進とし、前方に移動したと同時にA船がB船に衝突した。</p> <p>船長Bは、危ないと叫んで逃げようとしたが、左肩がA船の船首部に当たり、衝突の衝撃で右舷側通路に倒れ込んだ。</p> <p>B船は、船長Bが船長Aに怪我は救急搬送の必要がない程度であり、大丈夫である旨を伝え、A船にえい航され、御前崎港に帰港した。</p> <p>A船及びB船が所属する漁業協同組合は、船長Aから本事故の発生の知らせを受け、海上保安庁に通報した。</p> <p>船長Bは、後日、自身で静岡県牧ノ原市内の病院で診察を受け、左前腕打撲傷、胸部打撲傷、右大腿打撲傷及び頸椎捻挫と診断され、全治約10日間の通院加療を要した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船、写真3 B船の損傷状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、レーダーを有しておらず、また、船長Aは、本事故当時、GPSプロッターを見ながら、目視で航行していた。</p> <p>B船は、約3mの高さに約50cm四方の旗1つ及びその上方に30cm四方の旗を縦に並べて2つ掲げていた。</p> <p>B船は、汽笛を装備していなかった。</p> <p>船長Aは、菊川河口南方沖の漁場から帰航中にB船を含めて7隻錨泊船がいたのを認め、大まかな場所は分かっていたが、再度同漁場に向かう途中、錨泊場所を移動したB船が見つからず、B船が何処に移動したのか分からないままB船に衝突したと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、ふだんは、速力約15knで船首が浮上し、船首部の船縁で水平線が隠れて死角が生じるので、適宜操舵室の左右の窓を開けて覗き込んでいたが、B船が何処に行ったのか探している間に船首にあるたつにB船が隠れていることに気付かなかったと本事故後に思った。(図1参照)</p> <div data-bbox="722 1469 1423 1868" data-label="Image"> </div> <p>図1 A船の操舵室前面からの見通し状況</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p>

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし</p> <p>A 船は、船首方に船首浮上で死角が生じている状況下、御前崎東方沖を南進中、船長Aが、御前崎港を出港して東進する際、錨泊船6隻を認めたものの、漁場から帰航中に認めていたB船がないと思い、B船を探しながら同じ針路及び速力で航行を続けたことから、船首方の死角にいたB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、錨泊船が6隻となっていたものの、目視に頼って航行していたことから、錨泊場所を移動したB船の位置を把握できなかったものと考えられる。</p> <p>船長Aは、ふだんは、速力約15knで船首が浮上し、船首部の船縁で水平線上が隠れて死角が生じることから、適宜操舵室の左右の窓を開けて覗き込んでいたものの、B船を探している間にA船がB船に接近していたものと考えられる。</p> <p>B船は、御前崎東方沖で錨泊中、船長Bが、左舷船尾方から南進するA船を認めた際、船長Aとは知り合いで今回も同様に様子を聞きに近づいて来るものと思い、操業しながら錨泊を続けていたことから、避航動作が遅れ、機関を始動して衝突を回避しようと前進したものの、間に合わず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、御前崎東方沖において、A船が、船首方に船首浮上で死角が生じている状況下、南進中、B船が錨泊中、船長Aが、御前崎港を出港して東進する際、漁場から帰港中に認めていたB船がないと思い、B船を探しながら同じ針路及び速力で航行を続け、船長Bが、船長Aとは知り合いで今回も同様に様子を聞きに近づいてくるものと思い、操業しながら錨泊を続けていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁船の船長は、錨泊船の付近を航行する場合、航行中に認めた同船が移動したり、同船が前路に錨泊することもあり得るので、同船が常時同じ場所にいると思うことなく、船首を振って船首方の死角に船がないか覗き込むなどして死角を補う見張りを適切に行うこと。</li> <li>・漁船の船長は、操業を行いながら錨泊中、自船に向けて接近する他船を認め、同船が針路を変えず衝突のおそれを感じた場合、船首浮上による死角で自船が見えていないことがあるので、有効な音響信号を行うことができる携帯式の簡易エアホーン等で警告するなどし、早めに衝突を避けるための措置を採ること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

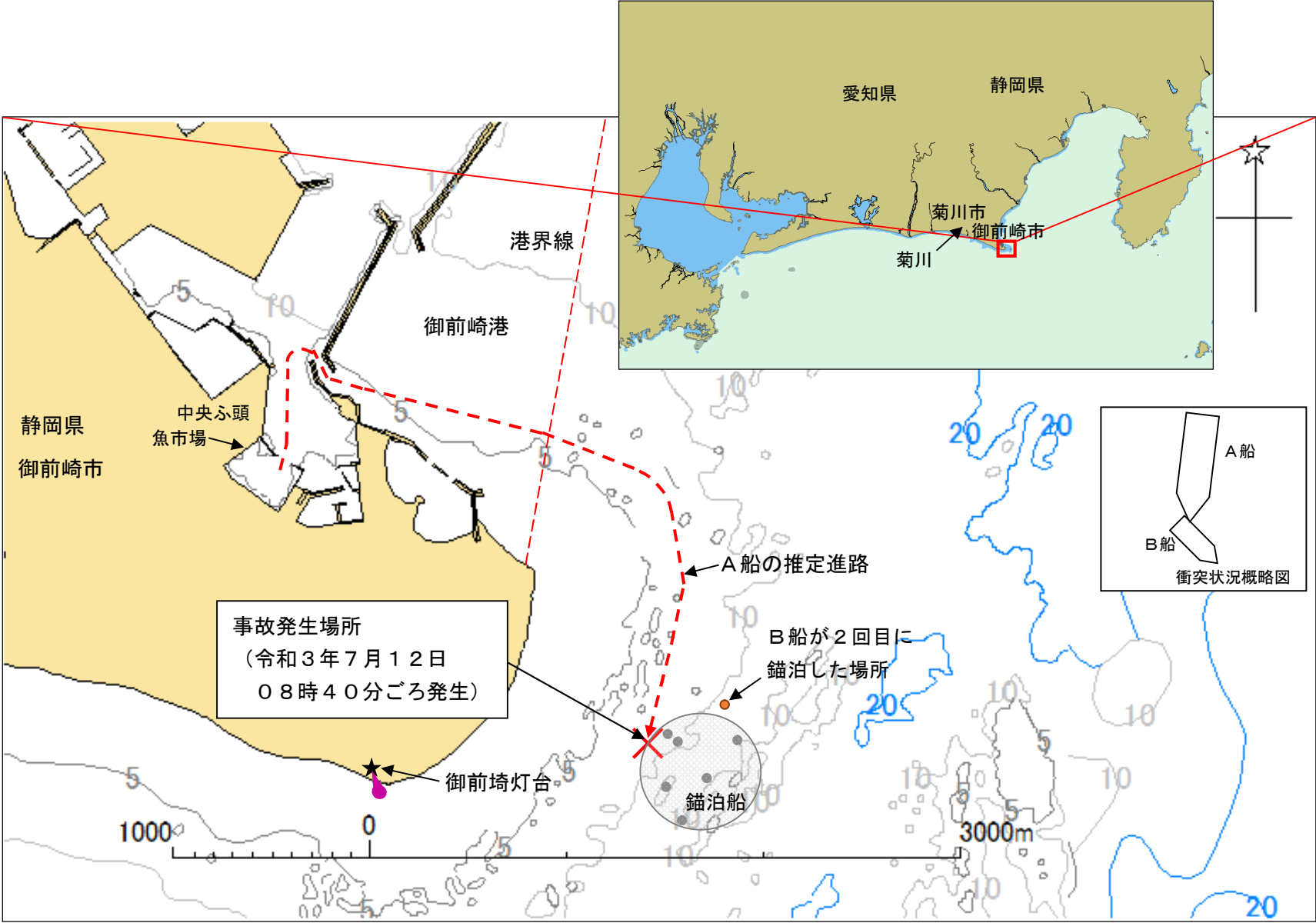


写真1 A船



写真2 B船



写真3 B船の損傷状況

